

5章 関係機関の役割

1 児童相談所の役割

子ども虐待対応の中核的機関です。子どもに関する相談に応じ、専門的な支援を行います。虐待対応において、安全確認のための立入調査や子どもの一時保護、児童福祉施設への入所措置（家庭裁判所に親権者の意に反しての施設入所承認を求める審判の申立を含む）などを行う法的権限を有しています。

2 関係機関の分類

子ども虐待に関する総合的かつ専門的な支援や処遇は児童相談所がその中心的な役割を担いますが、個々の支援は児童相談所だけでできるものではありません。先に書きましたように、子ども虐待が起きる要因は複雑で多様です。ケースに関わるさまざまな機関がその機能を十分に発揮しないと、適切で効果的な支援ができなくなります。

子ども虐待に関する機関は、主な役割から次の3つに分類することができます。

①調整機関

虐待について中心となって対応し、関係機関との連絡調整を行う機関
福祉事務所や町村福祉担当課、保健所、保健センターなど

②協力機関

調整機関などと協力をし、子どもや家族の援助・見守りにあたる立場になることが多い機関
学校・幼稚園・保育所・児童委員・主任児童委員・医療機関など

③支援機関

法律・医学などの問題について専門的立場から支援を行う機関
弁護士・医師・家庭裁判所・警察・法務局・民間虐待防止団体など

3つの分類は便宜的な分類で、個々の事例によって、主体となって活動する機関とその役割は変化しますが、援助者がいずれの役割で行動するのかを確認すること、機関の機能としてどこまでできるのかといった限界と責任分担を明確にさせ、援助がスムーズにいくようにすることが大切です。

1章
子ども虐待とは

2章
虐待の発見の通告相談、援助の流れ

3章
虐待発見のポイント（チェックリスト）

4章
発見した場合の初期対応と留意点

5章
関係機関の役割

6章
ネットワークの必要性

7章
ネットワークの機能と形態

8章
ネットワーク会議の進め方と留意点

9章
虐待防止のためのネットワークを支える子育て支援ネットワーク

資料

関係機関一覧

3 関係機関の役割と援助のためのポイント

主な機関に期待される役割は簡潔に別表(P 25~26)にまとめました。

初期対応や支援の際のポイントは次のとおりです。

①福祉事務所 (県保健福祉事務所・市福祉事務所及び各々の家庭児童相談室)

a 初期対応

- 1 子どもの状況、家族をめぐる状況等について、できるだけ詳しく事実を把握し、虐待の重症度や緊急性を評価する。
- 2 虐待の重症度に応じて、対応方針を決定する。
- 3 緊急介入が必要と思われるケースやその可能性の高いケースについては、すぐに児童相談所に送致する。
- 4 緊急の介入は必要ないが、さらに情報収集することが必要なケースや見守りが必要なケースについては、関係機関との連絡調整を図り、対応できる体制を整える。
- 5 虐待の有無が不明確なケースについては、さらに必要な情報が把握できるよう、関係機関との連絡調整を図る。

b 介入

- 1 虐待の背景が不明確な段階においては、子どもの育児相談をする姿勢で、また、保護者の育児の大変さを受容する姿勢で訪問面接等を実施する。
- 2 虐待の疑いのあるケースの情報収集や情報の確認にあたっては、対象者に不信感を抱かせないように十分配慮する。

c 援助

- 1 虐待を行ってしまう保護者等の思いやストレスを、あるがままに受容し援助する姿勢で相談・助言及び様々な制度の活用についての助言を行う。
- 2 関係機関からの情報が適時集約され、危機介入などが迅速に行えるような体制を整える。
- 3 定期的な関係機関会議を開催するなど、関係機関がお互いの情報交換を十分に行いながら、各々の役割を果たすことができるように配慮する。(ケースの進行管理)

②町村福祉担当課・市町村保健センター

a 初期対応

- 1 子どもの状況、家族をめぐる状況等について、できるだけ詳しく事実を把握する。
- 2 虐待の重症度を自ら評価するとともに、児童相談所等と協議しながらより的確な評価に努め、虐待の重症度に応じて対応方針を決定する。
- 3 緊急介入が必要と思われるケースやその可能性の高いケースについては、すぐに児童相談

所に通告する。

- 4 緊急の介入は必要ないが、さらに情報収集することが必要なケースや見守りが必要なケースについては、関係機関との連絡調整を図り、対応できる体制を整える。
- 5 虐待の有無が不明確なケースについては、さらに必要な情報が把握できるよう、関係機関との連絡調整を図る。

b 介入

- 1 虐待の背景が不明確な段階においては、子どもの発達についての育児相談をする姿勢で（健診未受診の場合は、未受診者の訪問指導というスタンスで）、また、保護者の育児の大変さを受容する姿勢で訪問面接等を実施する。
- 2 虐待の疑いのあるケースの情報収集や情報の確認にあたっては、対象者に不信感を抱かせないように十分配慮する。

c 援助

- 1 虐待を行ってしまう保護者等の思いやストレスを、あるがままに受容し援助する姿勢で相談・助言及び様々な制度の活用についての助言を行う。
- 2 子育てサークルや育児不安等を抱える母親のグループミーティングなどへの参加を促す。
- 3 子どもの体重増加の状況、身体の傷、表情の乏しさ、運動発達の遅れや親の精神状態などを見逃さないように注意する。
- 4 関係機関からの情報が適時集約され、危機介入などが迅速に行えるような体制を整える。
- 5 虐待の有無が不明確なケースについては、さらに必要な情報が把握できるよう、関係機関との連絡調整を図る。

③児童委員・主任児童委員

a 初期対応

- 1 地域住民が虐待やその疑いのある子どもを発見し、通告してきた場合、連絡してきてくれたことへの礼を言い、通告者の秘密は守られることを説明する。相手の話をそのままに聞き、推測や解釈、誘導は避ける。
- 2 市町村児童福祉主管課に連絡通報する。（緊急性が高い場合には、児童相談所や警察に通告する。）

b 介入

- 1 次のア、イのような状況の時には、まず、警察や児童相談所に連絡し、子どもの安全確保に努める。
 - ア 子どもが身体的暴行や養育の放棄などの虐待を受けた結果、重い外傷や栄養失調、脱水症状など、生命が危ぶまれるような状態にあるとき。
 - イ 裕児や置き去りにされた子どもを発見したとき。
- 2 一刻を争う場合には、110番通報を通じ、警察の協力の下、医療機関での入院治療につなぐ。
- 3 その後の対応は、児童相談所が中心になり、児童相談所の指示の下に協力を行う。

1章
子ども
虐待とは

2章
虐待の
発見、通告
相談、援助
の流れ

3章
虐待
発見の
ポイント
(チェックリスト)

4章
発見した
場合の
初期対応
と留意点

5章
関係機関
の役割

6章
ネット
ワークの
必要性

7章
ネット
ワークの
機能と
形態

8章
ネット
ワークの
進め方と
留意点

9章
虐待防止のための
ネットワークを
支える子育て支援
ネットワーク

資料

関係機関
一覧

c 搾助

- 1 在宅での見守りが適当と判断されたケースや施設から在宅となったケースについては、児童相談所と連絡を取りながら、家庭訪問による相談相手になったり、見守りを続ける。

④保育所・幼稚園

a 初期対応

- 1 担任が虐待の疑いを持つような事実を発見した場合は、園長を中心に職員会議を開催し、情報交換を行う。
- 2 市町村児童福祉主管課や教育委員会に相談する。(緊急性が高い場合には、児童相談所や警察に通告する。)
- 3 日々の児童の様子を観察し、細かく記録する。(生々しい傷があるような場合は写真撮影をすることも必要)
- 4 子育てのことで困ったことはないか、保護者の相談相手になる。保護者が子育てに困っていると訴える場合には、児童相談所等を紹介する。
- 5 虐待の状況がひどい場合や、改善が見られない場合には、児童相談所へ通告する。

b 介入

- 1 次のような状況の時には、まず、警察や児童相談所に連絡し、子どもの安全確保に努める。
ア 子どもが身体的暴行や養育の放棄などの虐待を受けた結果、重い外傷や栄養失調、脱水症状など、生命が危ぶまれるような状態にあるとき。
- 2 一刻を争う場合には、110番通報を通じ、警察の協力の下、医療機関での入院治療につなぐ。
- 3 その後の対応は、児童相談所が中心になり、児童相談所の指示の下に協力を行う。

c 搾助

- 1 子どもを温かく受容し、安心感を持たせる。
- 2 保護者を責めずに、日々登園できるような関係を保つ。
- 3 生活面(衣・食・睡眠・清潔等)の援助を必要に応じて行う。
- 4 相談しやすい職員を窓口にし、信頼関係を保ちながら援助を進めていく。
- 5 親の悩みや苦しみ、葛藤などに目を向け、その立場に立って援助を行う。(毎日の連絡帳の交換などを活用)
- 6 プライバシーを尊重しながら関係機関と連携して、見守り体制をつくる。

1章
子ども
虐待とは2章
虐待の
発見、通告
相談、援助
の流れ3章
虐待
発見の
ポイント
(チェックリスト)4章
発見した
場合の
初期対応
と留意点5章
関係機関
の役割6章
ネット
ワークの
必要性7章
ネット
ワークの
機能と
形態8章
ネット
ワーク会議
の進め方と
留意点9章
虐待防止のため
のネットワークを
支える子育て支援
ネットワーク

資料

関係機関
一覧

⑤学校

a 初期対応

- 1 担任や養護教諭等が虐待の疑いを持つような事実を発見した場合は、校長などを中心に会議を開催し、情報交換を行う。
- 2 市町村児童福祉主管課や教育委員会に相談する。(緊急性が高い場合には、児童相談所や警察に通告する。)
- 3 日々の児童の様子を観察し、細かく記録する。(生々しい傷があるような場合は写真撮影をすることも必要)
- 4 子育てのことで困ったことはないか、保護者の相談相手になる。保護者が子育てに困っていると訴える場合には、児童相談所等を紹介する。
- 5 児童生徒自身から、嫌なこと困っていることはないかを聞く。
- 6 虐待の状況がひどい場合や、改善が見られない場合には、児童相談所へ通告する。
- 7 学校内及び学校外の関係機関と協議の機会を持ち、共通理解を図るとともに具体的な取り組みを検討する。

b 介入

- 1 次のような状況の時には、まず、警察や児童相談所に連絡し、子どもの安全確保に努める。
ア 子どもが身体的暴行や養育の放棄などの虐待を受けた結果、重い外傷や栄養失調、脱水症状など、生命が危ぶまれるような状態にあるとき。
- 2 一刻を争う場合には、110番通報を通じ、警察の協力の下、医療機関での入院治療につなぐ。
- 3 その後の対応は、児童相談所が中心になり、児童相談所の指示の下に協力をを行う。

c 助け

- 1 「疑い」があれば児童生徒から無理せず自然に話を聞くようにする。
- 2 必要に応じて児童生徒自身がS O S を出せるように支援する。
- 3 援助は単独で行わず、各機関と協議しながら何に焦点をあてて援助するか、どんな役割分担を行うか明確にする。
- 4 単に加害者と被害者という関係で見ないで、虐待者も不安や恐れの中で苦しんでいることに目を向けた援助を行う。
- 5 情報収集に行き過ぎがあると、情報が外部に流れたり、かえって親や子どもを追い込み傷つけることになる危険性がある。

⑥医療機関

a 初期対応

- 1 初診では、できるだけ虐待の可能性には触れず、あくまで「発達や行動上の問題で気にならることはないか」という趣旨の問診を行い、保護者が否定した際には、話題を変えるなどの問診の工夫が必要。

- 2 育てにくい子をここまで育てた親の労をねぎらい、あくまで子どもの問題として扱い、保護者が表現した悩みや感情に対して共感するように心がける。
- 3 外傷の状況などは親の説明を詳細に聞き、できるだけ写真撮影をしておくことが大切。

b 介入

虐待は乳幼児などの場合は死に至らしめることも多い重大な疾患であると認識し、重症の場合は、子どもの安全確保のために入院させ、児童相談所へ速やかに通告する。

明らかに傷害罪や暴行罪に該当する事例については、警察への告訴(告発)も検討する必要がある。

c 援助

- 1 「疑い」があれば、地域の保健師などに連絡し、^{*1}フォローアップ体制を整える。
- 2 入院させた場合は、看護師・^{*2}医療ソーシャルワーカー等とチームを作り、子どもと保護者の関係を観察しつつ、連携して対応する。

⑦警察

a 対応

- 1 子どもへの暴行、傷害など虐待としての直接的な通報のほかにも、家出、徘徊、迷子、万引き等の背景に虐待がある場合が多いので留意する。積極的に家に帰りたがらないとか、親が迎えに来ると怯える場合などは要注意。
- 2 親に引き渡すことが不適切であるとか、子どもの安全が確保できないと思われる場合には、児童相談所と協議して^{*3}身柄付き通告を検討する。
- 3 傷害罪や暴行罪などの犯罪、または児童福祉法、児童買春・児童ポルノ法、青少年健全育成条例などに違反すると考えられる事案は、事件として捜査を行う。
- 4 性的虐待のケースなどは、子どもに2次的なダメージを与えないよう、女性警察官や少年補導職員等による事情聴取を行ったり、人形を使って状況を確認するなどの配慮が必要。

b 介入

児童虐待防止法第10条において、子どもの安全確認、一時保護、立入調査の際に、児童相談所職員だけでは実施が困難な場合、警察官の援助を求めることができ、この場合の「援助」とは次のとおり。(厚生労働省児童家庭局長通知)

- 1 職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況に応じて児童相談所長等と一緒に立ち入ること。

* 1 事態の後を追って支援すること。

* 2 主に一般病院において、疾病や障害によって生じる社会生活上の諸問題を持つ患者やその家族に対しての援助活動を担う。医療ソーシャルワーカーの業務は、患者の経済的援助、受療の側面的支援、心理的援助、退院支援、家族関係の調整といった院内での患者への援助に加えて、退院後の地域における支援体制の構築や社会資源の開発、自助組織の育成等地域に向けた業務も含まれる。

* 3 児童本人を伴う通告。

- 2 保護者等が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や児童への加害行為が現に行われようとする場合等において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し、または、行為を制止し、あるいは同法第6条に基づき住居等に立ち入ること。
- 3 現に犯罪に当たる行為が行われている場合には刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕するなどの検挙措置を講ずること。

c 援助

事件として立件できない場合であっても、警察官等が保護者に注意等を与えることで、虐待行為を抑止できる場合もある。

⑧家庭裁判所

子ども虐待事件が発生した場合、あるいは虐待が強く疑われて、子どもの福祉と最善の利益を実現するために保護者の意思に反してでも緊急に親子関係への介入が必要な場合、家事事件として児童相談所長や当事者からの申立により施設入所の承認や親権喪失宣告など事件を取り扱う。

また、家事事件や少年事件において虐待がある、あるいは虐待が疑われる場合、児童相談所や福祉事務所に通告することもある。

⑨民間団体

児童虐待防止活動を行う民間団体も設立され、電話相談事業や啓発広報事業などを行っている。民間団体は多くの職種や地域活動を行う人たちで構成されることから、行政機関だけではカバーしきれない地域に根ざした支援活動を行うことも可能。ケースに関する守秘義務を前提に、必要に応じて関係機関と協力して見守りや具体的な支援を行うことが期待される。

⑩その他

別表（次ページ）記載のとおり。

精神保健福祉センターは、今後、保護者のケアなどでの関わりが期待される。

4 市町村間の情報伝達

子ども虐待の場合、家族が転居を繰り返すことで、せっかく出来上がった支援ネットワークが役に立たなくなることもあります。支援を継続していくためには、調整機関が中心となって転居先の機関への情報伝達（ケースの引継ぎ）を行うことが重要です。（P 49：様式例を参照）

1章
子ども
虐待とは

2章
虐待の
発見、通告
相談、援助
の流れ

3章
虐待
発見の
ポイント
(チェックリスト)

4章
発見した
場合の
初期対応
と留意点

5章
関係機関
の役割

6章
ネット
ワークの
必要性

7章
ネット
ワークの
機能と
形態

8章
ネット
ワーク会議
の進め方と
留意点

9章
虐待防止のための
ネットワークを
支える子育て支援
ネットワーク

資料

関係機関
一覧

別表 関係機関の特徴と役割

機関名	特徴	役割
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受ける ・児童虐待の通告受理機関 ・児童虐待対応において、法的権限を有す 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待対応の中核的機関
福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしのあらゆる心配事の相談窓口 ・児童虐待の通告受理機関 ・家庭児童相談室があり、家庭や子どもの相談を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・通告受理機関としての指導及び連絡調整 ・生活保護受給家庭や保育所入所児等からの虐待(疑いを含む)の発見 ・家庭状況の把握 ・子育て支援事業や福祉制度の活用による家庭支援 ・家庭訪問による相談支援
町村福祉担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしのあらゆる心配事の相談窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給家庭や保育所入所児等からの虐待(疑いを含む)の発見 ・家庭状況の把握 ・子育て支援事業や福祉制度の活用による家庭支援
市町村保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠、出産に関する相談窓口 ・乳幼児健康診査や育児相談の実施や未受診家庭への訪問 ・地域住民の健康保持増進機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の健康診査や育児相談などによる家庭状況の把握と虐待予防、早期発見 ・親子遊び教室や育児グループ活動を通した予防的援助
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達に関する相談 ・精神疾患、アルコール・薬物依存など心の健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・未熟児、障害児等を抱える家庭への訪問等による支援 ・精神疾患のある保護者の受診支援 ・虐待ハイリスク家庭へのグループケア
民生児童委員 主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着しての活動 ・子育て支援活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動を通じた虐待予防と早期発見 ・家庭の見守りや相談支援 ・地域住民と福祉事務所や児童相談所との仲介 ・児童相談所や市町村と連携のもと虐待家庭の状況把握と情報収集
保育所、幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと接する時間が長い ・保護者と接触する機会も多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の発見と状況把握 ・保護者に対して、養育についての助言や、専門機関の紹介
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと接する時間が長い 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと家庭の <u>モニタリング</u>(経過観察) ・子どもの日常的ケア
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応 ・不自然な怪我や火傷、慢性的な心身症等に虐待が疑われることがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的観点による虐待の疑いの判断 ・保健所、保健センターへの仲介 ・要保護児童としての通告、傷害事件としての警察通報

* 援助が計画にそって進んでいるか、うまく対応できているかを確認し、チェックすること。

5章 関係機関の役割

1章
子ども
虐待とは

2章
虐待の
発見、通告
相談、援助
の流れ

3章
虐待
発見の
ポイント
(チェックリスト)

4章
発見した
場合の
初期対応
と留意点

5章
関係機関
の役割

6章
ネット
ワークの
必要性

7章
ネット
ワークの
機能と
形態

8章
ネット
ワーク会議
の進め方と
留意点

9章
虐待防止のため
のネットワークを
支える子育て支援
ネットワーク

資料

関係機関
一覧

機関名	特徴	役割
児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設	・子どもを保護し、安全で安心できる環境を提供する	・子どもの心と体のケア ・家族再統合に向けた保護者への相談・援助
警察	・刑事事件として立件(傷害罪、強制わいせつ罪等の適用)	・虐待を受けている子どもを要保護児童として通告 ・児童相談所の立入調査や一時保護の際、保護者等からの危害が予想される場合の協力 ・事件送致
家庭裁判所	・夫婦、親子、親族間のもめごとを解決するための調停や審判	・親権者の同意を得られない施設への入所の承認 ・親権者の変更、親権喪失宣告
法務局	・子どもへの虐待、学校におけるいじめや体罰など、人権問題についての相談	・相談を通じての虐待の発見 ・人権についての広報啓発
弁護士	・法律の専門家	・法制度の適切な活用についての助言 ・法的手続の受任
民間団体	・専門家(心理学や福祉学の教授、弁護士等多くの職種)が参加 ・広報啓発事業、電話相談事業等実施	・コンサルテーション(機関・組織ないし個人が他機関・他部門の専門家との相談・協議、指導を受けること)
児童館	・小集団の子どもと接する ・評価につながらない関係がもてる	・虐待の発見と状況把握
精神保健福祉センター	・精神疾患、アルコール・薬物依存など心の健康相談 ・アディクショングループセラピー(アルコール・薬物・ギャンブル・暴力等特定の物や行動、特定の人との人間関係にのめり込んでしまう癖を持つ人が集まり、自分と親との関係を振り返りながら心の健康を回復していく場)	・虐待を受けた子どもや虐待をする保護者への治療的関わり ・精神疾患ケースへのスーパーバイズ